

改正

令和 7 年 3 月 27 日告示第48号

富津市移住ちょこっとトライアル実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内への移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、市内への移住を希望する市外居住者に対して実施する農業、畜産業及び水産業の体験について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 体験 農業、畜産業又は水産業の従事者（自営の労働力不足による雇用の場合は除く。）が行う作業を体験することをいう。
- (2) 体験希望者 市内への移住を希望する市外居住者で体験を行う者をいう。
- (3) 体験受入先 体験希望者に対し体験をさせることが可能な市内で農業、畜産業又は水産業を営む者であつて、市長の承認を受けたものをいう。
- (4) 団体 1 家族又は 3 人以下の集団をいう。

(費用)

第 3 条 体験費用は、無料とする。ただし、交通費その他の体験に要する実費が生じる場合は、体験希望者の負担とする。

2 体験希望者が同一年度内に参加できる体験は 2 回とし、1 回当たりの体験時間は最大 1 日とする。

(体験受入先の条件)

第 4 条 体験受入先として市長の承認を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で農業、畜産業又は水産業を営む者であること。
- (2) 富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等又は同条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者でない者であること。

(体験受入先の登録申込み)

第5条 体験受入先の指定を受けようとする者は、次に掲げる関係書類を添えて、富津市移住ちょこっとトライアル体験受入先登録申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、内容を審査し、登録することが適当と認めるときは、富津市移住ちょこっとトライアル体験受入先登録完了通知書（別記第2号様式）を交付するとともに、富津市移住ちょこっとトライアル体験受入先登録名簿（別記第3号様式。第7条及び第8条において「名簿」という。）に登録する。

(登録事項の変更)

第6条 体験受入先は、前条第1項の規定により登録申込みをした内容に変更があった場合は、富津市移住ちょこっとトライアル体験受入先登録変更届出書（別記第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第7条 市長は、体験受入先が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿の登録を取り消し、富津市移住ちょこっとトライアル体験受入先登録取消通知書（別記第5号様式）により当該体験受入先に通知するものとする。

(1) 体験受入先から富津市移住ちょこっとトライアル体験受入先登録取消依頼書（別記第6号様式）の提出があったとき。

(2) 体験受入先として不適格であると認められる事由が生じたとき。

(体験の申込み)

第8条 体験希望者は、次に掲げる関係書類を添えて、富津市移住ちょこっとトライアル体験申込書（別記第7号様式。次条において「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 体験に参加する代表者の本人確認書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を確認し、適当であると認めるときは、体験希望者が希望する体験内容に応じて名簿から適任者を選定し、富津

市移住ちょこっとトライアル体験決定通知書（別記第8号様式）により体験希望者及び体験受入先に通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、体験希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、体験の決定を取り消し、富津市移住ちょこっとトライアル体験取消通知書（別記第9号様式）により体験希望者及び体験受入先へ通知するものとする。

- （1） 申込書の内容に虚偽があったとき。
- （2） 体験希望者から富津市移住ちょこっとトライアル体験取消依頼書（別記第10号様式）の提出があったとき。
- （3） 体験希望者が富津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者であったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が体験の実施が適当でないと認めるとき。

（報償金の額）

第10条 体験を実施した体験受入先に対し、1団体受入れにつき、日額1万円の報償金を支給する。

（報償金の交付申請）

第11条 報償金の交付を受けようとする者は、体験を実施した日から起算して30日を経過する日又は体験を実施した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富津市移住ちょこっとトライアル体験受入報償金申請書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（報償金の交付決定）

第12条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、報償金の交付の可否を決定し、富津市移住ちょこっとトライアル体験受入報償金交付決定（却下）通知書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（報償金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により報償金の交付決定をした場合は当該申請者に対し、速やかに報償金を交付するものとする。

（報償金の交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、前条の規定により報償金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれか

に該当する場合は、報償金の交付決定を取り消し、又は交付した報償金を返還させることができる。

(1) 虚偽の報告その他不正行為により交付申請を行ったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が報償金の交付を不相当と認めたとき。

(安全指導)

第15条 体験受入先は、体験の際の事故の防止について、体験希望者に指導又は助言するものとする。

2 体験受入先が、体験希望者を受け入れるときは、自己の判断と責任において体験させるものとし、当該体験により発生した事故及び第三者との紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(守秘義務)

第16条 体験希望者及び体験受入先は、体験によって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。体験後又は体験受入先を退いた後も同様とする。

(電子情報処理組織による申込み)

第17条 市長は、第5条第1項の規定による体験受入先の登録の申込み及び第8条第1項の規定による体験の申込みを電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、体験の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月27日告示第48号）

この告示は、公示の日から施行する。

